

基本使用料

(料金単位:円)

区分		使用時間帯					
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	9時～17時	13時～22時	9時～22時
基本料金	平日	9,160	14,250	18,330	23,420	32,590	41,750
	舞台のみ利用	3,050	3,560	4,580	6,620	8,140	11,200
	土・日・休日	11,910	18,530	23,830	30,450	42,370	54,280
	舞台のみ利用	3,970	4,680	6,000	8,650	10,690	14,660
リハーサル室		1,010	1,220	1,520	2,240	2,750	3,760
音響・照明器具等		規則で定める額					

※入場料又はこれに類するものを徴収する場合の基本料金への加算割合

入場料	加算割合
1,000円以下の場合	3割
1,000円を超え3,000円以下の場合	5割
3,000円を超える場合	7割

※利用時間の延長による1時間あたりの使用料

区分		使用時間帯			
		9時～12時	13時～17時	18時～22時	22時以降
基本料金	平日	3,050	3,560	4,580	4,580
	舞台のみ利用	1,010	1,060	1,220	1,220
	土・日・休日	3,970	4,680	6,000	6,000
	舞台のみ利用	1,320	1,370	1,520	1,520
リハーサル室		300	350	400	400

※補足説明及び備考

- この表に規定する額(以下「基本料金」という。)の算定の対象となる利用時間は、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間の他、その準備及び片付けに要する時間を含みます。
- 基本料金によって利用できる施設は、舞台、観客席及び楽屋とします。
- 当施設を本市住民以外の者が利用する場合の使用料は、基本料金の3割に相当する額を基本料金に加算した額とします。
- 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収する場合の使用料は、上記の表に掲げる割合に相当する額を基本料金に加算した額とします。
- 利用者が入場料又はこれに類するものを徴収しないで、営利の目的に利用する場合の使用料は、基本料金の3割に相当する額を基本料金に加算した額とします。
- 上記3～5の加算額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てます。
- 開催日前日の練習又は準備のための使用料は、基本料金の5割に相当する額とします。ただし舞台のみ使用の場合は除きます。
- 冷暖房を利用する場合は、右の表に掲げる額を徴収します。

区 分	1時間あたりの額
ホール	2,800
ホール(舞台のみ)	1,680
リハーサル室	560

- 上記の表で「休日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を行い、「平日」とは、土曜日、日曜日及び休日以外の日を行います。

音響・照明器具等使用料

(料金単位:円)

分類	名称	単位	料金	分類	名称	単位	料金
舞台付属設備及び器具	指揮者台	台	200	照明付属設備及び器具	ロア-ホリゾンライト	列	810
	指揮者用譜面台	台	200		アッパー-ホリゾンライト	列	810
	演台	台	500		ピンスポットライト	台	1,010
	譜面台	台	50		サスペンションライト①	列	710
	司会者台	台	250		サスペンションライト②	列	710
	金屏風	双	1,320		ボ-ダ-ライト	列	710
	プログラムスタンド	台	200		グリットライト	列	810
	緋毛せん	枚	200		調光装置	式	2,030
その他付属設備及び器具	35 mm 16 mm 映写機	台	4,580	音響付属設備及び器具	ダイナミックマイクロホン	本	500
	35 mm 映写機	台	4,070		ワイヤレスマイク	本	810
	スクリーン (大)	枚	500		カセットテープレコーダー	台	400
	スクリーン (小)	枚	300		C D デッキ	台	400
	ピアノ (外国産)	台	6,110		音響機器装置	台	4,280
	ピアノ (国産)	台	1,520		ステージスピーカー	台	500
	持込器具電源使用料	1kw	200				
	反射板 (天井音響反射板)	式	7,130				
	反射板 (移動音響反射板)	式	7,130				
	トランシーバー	台	200				
	舞台機構操作卓	卓	300				
	長机	台	0				
	椅子	脚	0				

備考

1. 上記の使用料は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時まで及び午後6時から午後10時までの各利用時間区分に1回の利用として計算するものとする。舞台付属設備及び器具、ピアノ(国産・外国)、長机並びに椅子については、1日を通じて1回の利用として計算するものとする。
2. 備考1に定める利用時間区分に連続するその前後の時間においても器具等を利用するときは、1時間ごとに、1回あたりの使用料に100分の25を乗じて得た額を加算するものとする。
3. この表に定めのない器具の使用料については、その都度定める。
4. 備付けの器具等があるにもかかわらず、利用者が持ち込みで使用する時は、上記使用料の5割に相当する額を徴収する。
5. 上記2及び4の計算により得た額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。